

## ハウスシェアリング制度

### ■ハウスシェアリング制度とは？

単身者同士が互いに協力し合って共同で生活したいという居住ニーズが実現できるよう、単身者同士で同居いただける制度です。

※ご入居後に、新たに入居者を追加すること、または、ご入居された方が別の方と交代することはできません。ただし、ご契約中に一部の方が他の入居者の方を残して退去することは可能です。

### ■対象

新たにUR賃貸住宅をご契約いただく個人のお客様が対象です。

### ■ご契約について

- (1)それぞれの入居者のプライバシーを確保するため、契約名義人は原則2名とします。(ただし、住宅型式に応じ、3名以上でも可です。その場合、居室数が最大人数となります。なお、1K、1DK及び1LDKの住宅では2名を上限とします。)
- (2)全ての入居者が契約名義人となります。(同一の契約書に連名にてご契約いただきます。)
- (3)資格確認時に全ての契約予定者に所得証明書、住民票の写し(個人番号(マイナンバー)の記載のないもの)等の書類をご提出いただきます。

### ■申込資格

- (1)日本国籍を有する方又はUR都市機構が定める資格を有する外国人の方で、継続して自ら居住するための(生活の本拠としてご使用いただく)住宅を必要とする方であること。
- (2)入居予定者全員がUR都市機構の定める入居開始可能日から1ヶ月以内にご入居でき、かつ物件内で円満な共同生活を営むことができる方であること。
- (3)平均月収額がUR都市機構の定める基準月収額以上であること。かつ、それぞれの契約予定者が当該申込住宅の基準月収額の1/2以上の収入があること。  
※基準月収額とは家賃の4倍(家賃額の4倍が33万円を超える場合は33万円・家賃額が20万円以上の場合は40万円)です。  
※契約名義人の方が満18歳以上の学生である場合、平均月収額が基準月収額の1/2に満たなくても一定の条件のもと、お申込みできる場合があります。  
※平均月収額とは、契約予定者全ての年収の合算額を12で割った額です。
- (4)過去にUR賃貸住宅(旧都市公団住宅を含む)の家賃等を滞納する等により、UR都市機構及びその承継者に対し未払金がないこと。

## マルチハビテーション(セカンドハウス)制度

### ■マルチハビテーション制度とは？

ライフスタイルの多様化に伴い、都心と郊外を平日と週末で住み分けるなど多様な住まい方が選択できるよう、生活の本拠以外の住宅としてUR賃貸住宅をご利用いただける制度です。

### ■対象

新たにUR賃貸住宅をご契約いただく個人のお客様及び現在UR賃貸住宅にお住まいの方が対象です。

### ■申込資格

一般のUR賃貸住宅の申込資格と同様です。ただし、現在UR賃貸住宅の契約名義人の方については、現在居住中の住宅と新たにセカンドハウスとして賃借される住宅の基準月収額(もしくは基準貯蓄額)の合計額以上の収入(もしくは貯蓄)が必要です。

※ハウスシェアリング制度とマルチハビテーション(セカンドハウス)制度は併用可能です。

この場合、ご契約いただくUR賃貸住宅は生活の本拠以外の住宅としてご使用いただけます。